

熊本地域活性化投資プラットフォーム協議会 規約

(目的)

第1条 この規約は、熊本地域活性化投資プラットフォーム協議会（以下「協議会」という。）の組織及び活動に関する事項を定めることにより、関係者のネットワークを形成して情報を共有し、県内でクラウド・ファンディング等の手法を用いた投資型スキーム（ファンド形態を活用）の周知・普及を図ることで、地域活性化に資する取組みの支援を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) ネットワークの形成による情報の共有・発信
- (2) 投資型スキームの周知・普及
- (3) その他目的を達成するために必要な活動

(組織)

第3条 協議会は、金融機関、仲介事業者（クラウドファンディング運営会社）、熊本県、熊本市及び協議会の目的に賛同する団体等により構成する。

(役員)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、熊本県の事務を所管する部の長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長が職務を行うことができない場合は、会長が指名した者が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、熊本県企画振興部企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成27年5月1日から施行する。